報告第２８号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１０月１４日提出

宇治市長　松　村　淳　子

専　決　処　分　書

専決第１０号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年７月２１日

宇治市長　松　村　淳　子　京都府宇治市長之印

損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

１　損害賠償の額　　６８，２００円

２　損害賠償の相手方　　住所　[redacted]

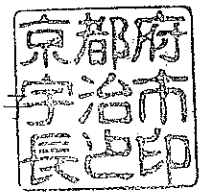
氏名　[redacted]

専　決　処　分　書

専決第１１号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年８月１９日

宇治市長　松　村　淳　

損害賠償額の決定について

市は、学校事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

１　損害賠償の額　　３４，０８０円

２　損害賠償の相手方　　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

専　決　処　分　書

専決第１２号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年９月３日

宇治市長　松　村　淳　子

京都府宇治市長之印

損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

１　損害賠償の額　　２３５，４００円

２　損害賠償の相手方　　住所　[redacted]

氏名　[redacted]